

住宅ローン控除は スマホで簡単！自宅申告！



税務署や確定申告会場へ行かなくても、休日や夜間でも
ご自身で申告できますので、是非、スマホを使って確定申告書を作成してみてください。

STEP 1 必要書類等の準備 (収入が年末調整済みの給与のみの場合)

【必要書類等】

- 1 勤務先から交付された源泉徴収票 (給与収入の方)
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
- 3 マイナンバーカード
- 4 住宅等の取得に関する書類 (※1・2を参照)

①★住宅 (及び土地) の売買契約書 (写) や工事請負契約書 (写)

②★住宅 (及び土地) の登記事項証明書 (原本)

③★交付を受けた補助金等の額を証する書類

④★住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

- 5 (ふるさと納税をされた方は) 地方公共団体から送付された「寄附金受領証明書」 (※3を参照)

【注意事項】

※1 ★印の書類は、確定申告書の電子送信後、所轄の税務署へ郵送 (提出) してください。
⇒スマートフォンのカメラ機能を利用しイメージデータ (PDF) で送信することもできます。詳細は右記の二次元コードからご確認ください。

※2 適用する控除の種類により必要な書類は異なります。
必要書類、要件等の詳細は右記の二次元コードからご確認ください。
(掲載先の内容は、令和6年11月頃に更新予定です。)

※3 ふるさと納税や医療費控除、株式の特定口座等で申告の必要な方は、住宅ローン控除に加えて申告する必要があります。



STEP 2 確定申告書の作成 (入力) 準備

準備した書類を見ながら、裏面の「住宅ローン控除入力メモ」を作成します。

裏面へGO!

(住宅ローン控除入力メモを作成することで、確定申告書の入力がスムーズにできます。)

STEP 3 確定申告書の作成・送信

※電子申告によらず、書面で確定申告書を作成・提出することもできます。

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書を作成・送信

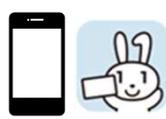
画面の案内に沿って入力・操作をすれば、自動計算で確定申告書の作成・送信ができます！

※ 令和6年分の確定申告書の作成は、令和7年1月から利用可能

①用意するものは次の2つ



マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマートフォン



②確定申告書等作成コーナーはこちら



作成コーナー

マイナポータルと連携して
各種証明書を一括取得！
入力が簡単に！



マイナポータル連携
事前準備はこちら



以下のパスワードをご用意ください。

- ・署名用電子証明書のパスワード (英数字6~16文字)
- ・利用者証明用電子証明書のパスワード (数字4桁)

パスワードを忘れた場合等の対処法は、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



申告書の作成・送信でお困りの際は

動画 (YouTube「国税庁動画チャンネル」) で

作成の流れを確認できます。

動画はこちら↓



YouTube「国税庁動画チャンネル」

> 「住宅ローン控除の入力方法」



不明な点は、チャットボットや電話でご相談を受け付けています。

▶ チャットボットでの相談



ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

▶ お電話での相談

e-Taxの使い方 (操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

確定申告書の作成に当たってのご不明点等
所轄の税務署へお電話ください。

住宅ローン控除入力メモ



住宅に関する事項

住宅の区分

新築 買取再販 中古

契約締結年月日

(表面STEP 1①の「住宅の売買契約書(写)や工事請負契約書(写)」に記載されています。)

令和 年 月 日

住宅の取得対価の額(税込)

(表面STEP 1①の「住宅の売買契約書(写)や工事請負契約書(写)」に記載されています。)

円

※ 「消費税及び地方消費税の合計額」の記載がある場合、**税込**の金額を入力してください。

※ 住宅と土地の取得対価の額が分かれていない場合は、次の計算方法で算出してください。

- ①消費税及び地方消費税の合計額÷消費税及び地方消費税の税率(10%)
=住宅の取得対価の額(税抜)
②住宅の取得対価の額(税抜)+消費税及び地方消費税の合計額
=住宅の取得対価の額(税込)

自己の占有部分の床面積(小数点第2位まで)

(表面STEP 1②の「住宅の登記事項証明書」に記載されています。)

.

【共有名義の場合】

自己の持分

(表面STEP 1②の「住宅の登記事項証明書」に記載されています。)

/

住宅に居住を始めた年月日

令和 年 月 日

土地に関する事項

土地の取得対価の額

(表面STEP 1①の「土地の売買契約書(写)」に記載されています。)

円

※ 住宅と土地の取得対価の額が分かれていない場合は、次の計算方法で算出してください。

○住宅及び土地の取得対価の合計額-住宅に関する事項で算出した住宅の取得対価の額(税込)=**土地の取得対価の額**

土地の面積(小数点第2位まで)

(表面STEP 1②の「土地の登記事項証明書」に記載されています。)

.

【マンションの場合】

1棟の土地の面積(小数点第2位まで)

(表面STEP 1②の「住宅の登記事項証明書」に記載されています。)

.

1棟の住宅の総床面積(小数点第2位まで)

(表面STEP 1②の「住宅の登記事項証明書」に記載されています。)

. (各階の床面積の合計)

【共有名義の場合】

自己の持分

(表面STEP 1②の「土地の登記事項証明書」に記載されています。)

/

住宅や土地の取得に関する補助金等

(国や地方公共団体などから交付されるもの)

- なし
あり (家屋 土地等 家屋及び土地等)

補助金等の額

(表面STEP 1③の「交付を受けた補助金等の額を証する書類」に記載されています。)

円

住宅借入金等の年末残高

(表面STEP 1④の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」に記載されています。)

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を2枚お持ちの方は②もご利用ください。

①住宅借入金等の内訳

- 住宅のみ 土地等のみ
住宅及び土地等

年末残高 円

当初金額 円

連帯債務 あり なし

②住宅借入金等の内訳

- 住宅のみ 土地等のみ
住宅及び土地等

年末残高 円

当初金額 円

連帯債務 あり なし

送信の前に
チェック!

誤りやすい
事例です!



住宅に関する事項

- 住宅の取得対価の額は消費税込みの金額となっていますか?**
契約書に消費税の額が別に記載されている場合があります。

添付書類

- 認定長期優良住宅及び低炭素建築物である場合
「認定通知書」及び「住宅用家屋証明書」等の**両方の提出が必要になります。**